

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に セコムスマホ I D (以下「本サービス」といいます。)を提供するための条件としてセコムスマホ I D 利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第2条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、Webサイト上(<https://www.secom.co.jp>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第3条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1)「本サービス」とは、ICカードの代わりにスマートフォンのアプリケーションを使い、ビル等の入退館・居室の入退室を実現するサービス及びそれに付随して提供されるオプションサービスを指します。なお、本サービスは、NTTドコモビジネス株式会社（以下「NTTドコモビジネス」といいます。）が提供するアプリと連携しています。
- (2)「本サービス用設備」とは、本サービスを利用することが可能な機能を備えた当社のサーバ、及びその他の設備をいいます。
- (3)「契約者」とは当社と本サービス利用契約を締結し、その契約に基づき本サービスを利用するものをいいます。
- (4)「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

第2章 契約

第4条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の様式に記入すること（電磁的記録による場合も含みます。）により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1)申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき
 - (2)本サービスの申込者が、本サービス又は当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3)本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき
 - (4)申込書に虚偽の記載がなされたとき
 - (5)本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みに係る内容の確認又は変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき
 - (6)前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第5条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第6条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第7条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、当社に書面により通知していただきます。

第8条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第11条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第4条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行った又は行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 第23条第1項(7)に該当し又は該当するおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 契約者又はその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(以下、総じて「反社会的勢力」といいます。)に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (7) 契約者が自ら又は反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急又はやむを得ない場合
- (2) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき。
- (3) 手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押又は滞納処分を受けたとき。
- (4) 資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき。
- (5) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

第3章 利用中止等

第9条 サービス内容変更

当社は、必要に応じて本サービスの内容を変更することができるものとします。なお、サービスの内容（サービスメニューやサービスの仕様等を含みます。）に変更が生じた場合は、契約者に対し、第24条(契約者に対する通知)に定める方法又はそのほかの適切な方法により周知します。

第10条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
 - (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (4) 本サービスが正常に動作せず（NTTドコモビジネスが提供するアプリが正常に動作しなかった場合を含みます。）、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
 - (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- 2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。

第11条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払われないことが合理的に見込まれるとき。
 - (2) 本規約に反する行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

第4章 料金等

第12条 料金

本サービスの料金は、「セコムスマホ I D 利用申込書」または「セコムスマホ I D 契約書」に定めるところによります。

- 2 当社は、インフレの進行、原油の高騰、保険料の大幅な値上げ、社会的規模での人件費の上昇や法改正などによりコストが増加し、将来にわたって安定した本サービスの提供が困難になるような事態が発生したとき、合理的な範囲で利用料金を変更することができるものとします。係る変更を行う時は、当該変更後の利用料金及び効力発生時期を、第24条(契約者に対する通知)に従い通知します。
- 3 当社が適宜契約者に提供する新しいサービスなどの利用料金については、第24条(契約者に対する通知)に従い、当社の契約者に通知するものとします。

第13条 料金の支払義務

契約者は、利用開始日から起算して、契約終了日までの期間について、「セコムスマホ I D 利用申込書」または「セコムスマホ I D 契約書」に規定する料金の支払を要します。なお、月の途中でサービス開始、I D 利用数の変

更、解約（終了を含みます）をする場合、月額利用料は1か月を30.4日として日割計算により算出した額を支払うものとします。

2 利用中止又は利用停止があったときは、本サービスに係る契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第14条 工事費の支払い義務

契約者は、「セコムスマホ I D 利用申込書」または「セコムスマホ I D 契約書」に工事費の規定がある場合は当該費用を当社に支払うものとします。

2 工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取り消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

第15条 延滞利息

当社は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第16条 データに関する責任

第20条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ(以下「保存データ」といいます。)及び本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第17条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写又は複製することがあります。

2 当社は、前項に加え、複数の契約者に関する情報における共通要素を抽出し集計して得られるデータ(以下「統計データ」という)に加工した上で、保存データ及び生成等データを以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

①利用する情報:入退室サービスで利用する入退室・来客情報及びオプションサービス

②利用する目的:本サービスの高度化・品質の向上

3 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第18条 データの削除

当社は、第22条(本サービスの廃止)による本サービスの廃止のほか、当社は第7条(契約者が行う本契約の解約)又は第8条(当社が行う本契約の解約)の契約の解約があったとき又は期間の満了により本契約が終了したと

きは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害についての責任を負わないものとします。

第19条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データ及び生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法及びその結果について責任を負わないものとします。

- 2 契約者は、本サービスに係る契約が終了等するときには、保存データ及び生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
- 3 当社は消去された保存データ及び生成等データは修復しません。

第6章 損害賠償等

第20条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスに係る月額料金の上限額若しくは月額定額料金(契約するプランの料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限り、)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第7章 雑則

第21条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスが正常に動作しなかったことにより（NTTドコモビジネスが提供するアプリが正常に動作しなかった場合を含みます。）本サービスの契約者が被ったいかなる損害及び本サービスの利用者の責により本サービスの契約者が被ったいかなる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。
- 3 Bluetooth Low Energyの通信距離は、スマートフォンの機種や利用者設定により異なることから、本サービス用設備に利用者の意図しない認証操作が発生する可能性があることを予め承諾するものとし、それより契約者または利用者に損害が生じた場合について、当社はその損害の責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負わないものとします。
- 5 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要する場合で

あっても、その改造等に要する費用については負担しません。

- 6 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第22条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による本サービスの一部又は全部の廃止があったときは、本サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、本サービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第23条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1)当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5)当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと
- (6)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (8)利用料金の支払いを不当に免れる目的で、契約ID数などの変更を行う行為をしないこと
- (9)前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスに係るID及びパスワード(以下「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
- 5 契約者は、ID等が盗用された又は盗用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
- 6 契約者が前項の規定に違反して本サービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 8 お客様は、その名称又は住所等の当社への届出事項に変更があったとき(相続並びに法人の合併及び会社分割による場合を含みます。)は、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け

出るものとします。

第24条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時又は契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第25条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。)に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守する者とします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第26条 個人情報の取扱い

本サービスの提供にあたり当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社が定めるプライバシーポリシー(<https://www.secom.co.jp/utility/privacy.html>)によるものとします。

- 2 当社は、本サービスの提供にあたりNTTドコモビジネスが提供するアプリと連携するため、NTTドコモビジネスに対し、本サービスの利用者の氏名およびメールアドレスを、電磁的方法により提供します。NTTドコモビジネスにおける個人情報の取扱いについては、NTTドコモビジネスが定めるプライバシーポリシー(<https://www.ntt.com/aboutUS/hp/privacy.html>)によるものとします。
- 3 契約者は、本サービスの利用にあたり、前二項に定める個人情報の取扱い及び提供等について利用者本人に通知の上で同意を事前に取得するものとし、その他個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。

第27条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社またはNTTドコモビジネスの指定する第三者に委託することを了承するものとします。

- 2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、第20条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

第28条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第29条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第30条 準拠法

本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。